

定 款

一般社団法人クラウド活用・地域ICT投資促進協議会

一般社団法人クラウド活用・地域ICT投資促進協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人クラウド活用・地域ICT投資促進協議会（英文名は Organization for Cloud Utilization and ICT Investment by local enterprises と記載する。）と称する。

(目的)

第2条 当法人は、ICT利活用の普及に携わる様々な事業者や関係省庁等により官民が連携した体制を整備し、自立的、継続的、かつ効率的な手法による取組を通じて、ICT利活用に一定の成果を得られた事業者及び利活用が浸透した地域等における活動手法や効果を、普及を促進する側にとってのノウハウとして広く共有し、地域の小・中規模事業者を対象として周知、普及及び支援をすることで、クラウドサービス等のICT利活用を促進・加速させ、もって地域の小・中規模事業者の生産性・収益性の向上及び地方創生に資することを目的とする。

(事業)

第3条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域のICTを利活用する小・中規模事業者（将来ICTを利活用することが見込まれる者を含む。）に対するクラウドサービス等のICT利活用に関する成功事例の普及・展開及び導入支援並びにこれらを通じた業務改善の促進
- (2) クラウドサービス等のICT利活用に関する成功事例を収集・整理し、地域の小・中規模事業者がネットワーク上でこれらの事例を容易に検索できるインデックスの整備
- (3) 上記(1)及び(2)を実施するため、商工会議所等地域の小・中規模事業者の経営等を支援する関係団体との連絡、調整及び協力
- (4) 国や地方公共団体に対する調達手続・契約手続の電子化の取組の推奨
- (5) 都市部及び地域におけるICT関連事業者の間の連携の促進
- (6) 地域におけるクラウドサービス等のICT利活用の普及・展開を積極的に推進する意向を有する事業者（ICT関連事業者以外の事業者を含む。）に対する支援及び協力並びにデータ活用人材の育成の支援
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 社員及び会員

(社員、賛助会員及び公的団体会員)

第6条 当法人の構成員として、社員、賛助会員及び公的団体会員を設ける。賛助会員及び公的団体会員は当法人の社員には当たらない。

- 2 社員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)(以下「一般法人法」という。)上の社員とし、当法人の目的に賛同し、入社した法人又は個人であり、当法人の社員総会及び委員会等の活動への参加、及び議案の提案を行うことができる。
- 3 賛助会員及び公的団体会員は、当法人の目的に賛同して社員の活動を支援し、活動成果を活用する意思のある法人又は個人とする。
- 4 社員、賛助会員及び公的団体会員は、別に定める諸規則を遵守しなければならない。

(入社)

第7条 法人が当法人の社員となるには、理事会が別に定める申込書により申込みをし、理事全員の同意による理事会の承認を得なければならない。

- 2 個人が当法人の社員となるには、当法人の理事による推薦を受け、理事全員の同意による理事会の承認を得なければならない。
- 3 当法人の賛助会員となるには、理事会が別に定める申込書により申込みをし、理事全員の承認を得なければならない。
- 4 当法人の公的団体会員となるには、理事会が別に定める申込書により申込みをし、理事全員の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第8条 社員及び賛助会員は当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を会費として支払う義務を負うものとする。

- 2 社員及び賛助会員の会費額は、それぞれ社員総会において別に定める。
- 3 既納付の会費については、理由の如何を問わず、これを返還しない。
- 4 公的団体会員は会費を支払う義務を負わない。

(退社)

第9条 社員、賛助会員及び公的団体会員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して、予め書面により退社の申告をしなければならない。

- 2 前項の場合のほか、社員は次に掲げる事由により退社するものとする。

- (1) 総社員の同意
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名
- (4) 第8条第1項の支払義務を1年以上履行しなかったとき

3 第1項の場合のほか、賛助会員は次に掲げる事由により退社するものとする。

- (1) 理事会の決議
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名
- (4) 第8条第1項の支払義務を1年以上履行しなかったとき

4 第1項の場合のほか、公的団体会員は次に掲げる事由により退社するものとする。

- (1) 理事会の決議
- (2) 合併等による法人格の消滅
- (3) 除名

(除名)

第10条 当法人の社員、賛助会員若しくは公的団体会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反するような行為をしたとき、又は当法人の社員、賛助会員若しくは公的団体会員としての義務に違反したときは、一般法人法第49条第2項の規定に基づいた社員総会の決議によりその社員、賛助会員又は公的団体会員を除名することができる。ただし、当該社員、賛助会員又は公的団体会員に対し、議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員、賛助会員及び公的団体会員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

2 法人社員、法人賛助会員及び公的団体会員は、自らの名称又は住所に変更がある場合について、変更後直ちに当法人に申告しなければならない。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第12条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりとする。

NR I ネットコム株式会社
大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番16号

NECソリューションイノベータ株式会社
東京都江東区新木場一丁目18番7号

KDDI 株式会社
東京都新宿区西新宿2丁目3番2号

サイボウズ株式会社
東京都中央区日本橋二丁目7番1号

シスコシステムズ合同会社
東京都港区赤坂九丁目7番1号ミッドタウン・タワー

株式会社セールスフォース・ドットコム
東京都千代田区丸の内2-7-2

日本ユニシス株式会社
東京都江東区豊洲1-1-1

株式会社北國銀行
石川県金沢市広岡二丁目12番6号

第3章 社員総会

(社員総会)

第13条 当法人の社員総会は定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎年6月に開催し、臨時総会は必要に応じて開催するものとする。

(招集)

第14条 社員総会は、理事長がこれを招集するものとする。

2 社員総会の招集は、理事会の決議により決する。

(招集の通知)

第15条 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに各社員に対してその通知を発するものとする。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、一般法人法に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、議決に加わることができる出席社員の議決権の過半数をもってこれを決する。

(議決権)

第17条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、副理事長がこれに代わる。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び当該社員総会で指名された議事録署名人がこれに記名押印するものとする。

第4章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を理事長、3名以内を副理事長とする。

(選任)

第21条 理事及び監事は、当法人の設立時社員又は設立時社員から推薦を受けた者から社員総会において選任する。

2 前項の要件を満たさない社員又は社員の所属員が理事及び監事となるには、理事会の構成員の3分の2以上の承認を受け、社員総会で承認を得なければならない。

(任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、監事の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事及び副理事長)

第23条 代表理事は第20条第2項の理事長とし、当法人を代表し、法人の業務を統轄する。

2 副理事長は、理事長に事故等があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、理事長の職務を代行する。

(報酬)

第24条 理事及び監事の報酬は、それぞれ社員総会の決議をもって定める。

(顧問)

第25条 当法人に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、当法人の趣旨に深い理解を有する学識経験者等のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問に関する事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(責任の一部免除又は限定)

第26条 当法人は、理事及び監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、一般法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から一般法人法に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当法人は、一般法人法第115条第1項に定める非業務執行理事等との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、一般法人法第115条第1項の規定により、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、一般法人法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

第5章 理事会

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(開催)

第28条 理事会の招集は、理事長が行う。

- 2 理事会の議長は、理事長とする。
- 3 理事会の決議は、構成員の過半数が出席し、議決に加わることができる出席理事の過半数をもって決する。
- 4 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、当該議決に加わることができない。
- 5 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事が記名押印する。
- 6 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の職務)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

第6章 運営委員会及び委員会

(運営委員会の設置及び構成等)

第30条 当法人に、当法人の事業の円滑な運営に資するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会の委員(以下、「運営委員」という。)は、当法人の設立時社員とする。

3 前項の要件を満たさない社員が運営委員となるには、理事会の構成員の3分の2以上の承認を受けなければならない。

4 運営委員会に関する事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(委員会の設置・運営)

第31条 当法人に、第3条に定める事業について具体的な検討、実施を行うため、運営委員会の決議を経て委員会を置くことができる。

2 委員会に関する事項は、運営委員会の決議を経て別に定める。

第7章 計算

(事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第33条 当法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第34条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 附則

(設立時理事及び設立時監事の任期)

第35条 当法人の設立時理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、設立時監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

(最初の事業年度)

第36条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の設立の日から平成28年3月

31日までとする。

(著作権等の取扱い)

第37条 当法人の活動において、新たに生じる著作権等の当法人における取扱いの詳細については、理事会の決議を経て別に定める。

(定款の変更)

第38条 この定款の変更は社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決権を有する者の賛成を得ることで、行うことができる。

2 当法人の目的及び事業については、事業環境等の変化にあわせて、必要に応じて見直しを行うものとする。

(特別の利益の禁止)

第39条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは社員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(残余財産の処分)

第40条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人、国又は地方公共団体に贈与するものとする。

(見直し)

第41条 第38条第2項の規定にかかわらず、当法人の存否に関する事項、第2条に定める目的及び第3条に定める事業については、当法人の設立後、2年を目途に見直されるものとする。

(公共組織との連携)

第42条 理事長又は委員会の長は、本法人の目的を達成するため連携する必要がある、総務省、経済産業省その他の諸官庁及び公共目的の活動を行う組織に対し、意見を求めることができる。

(規定外事項)

第43条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決

議を経て別に定める。

設立時社員	N R I ネットコム株式会社 代表取締役社長 野村 隆志
設立時社員	N E C ソリューションイノベータ株式会社 代表取締役 執行役員社長 毛利 隆重
設立時社員	K D D I 株式会社 代表取締役社長 田中 孝司
設立時社員	サイボウズ株式会社 代表取締役社長 青野 慶久
設立時社員	シスコシステムズ合同会社 代表社員 シスコ・システムズ・ネザーランド・ホールディングス・ビーヴィー職務執行者 鈴木 みゆき
設立時社員	株式会社セールスフォース・ドットコム 代表取締役会長 小出 伸一
設立時社員	日本ユニシス株式会社 代表取締役社長 黒川 茂
設立時社員	株式会社北國銀行 代表取締役 安宅 建樹

以上、一般社団法人クラウド活用・地域 ICT 投資促進協議会を設立のため、設立時社員 N R I ネットコム株式会社外 7 名の定款作成代理人である司法書士秋山佐企子は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成 27 年 12 月 3 日 司法書士 秋山佐企子

以上は当協議会の現行定款に相違ありません。

クラウド活用・地域 ICT 投資促進協議会 代表理事 三友 仁志